

第16回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年9月27日、午前9時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第16回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦			12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。 欠席委員は11番 森山委員であります。 なお、農地利用最適化推進委員については、緊急事態宣言下でありますので出席を求めておりません。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第5号について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	--

議案第5号 「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第16回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時00分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 桐生委員、9番 三田委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の3ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。3ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が877㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が22件、筆数が37筆、面積が15,169.59㎡となっております。

合計致しまして、件数が25件、筆数が40筆、面積が16,046.59㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が4ページに、第5条の届出が5ページから9ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたしま

す。

9月の申請件数は2件でした。

1番、申請地は県町地内の田、813㎡です。譲受理由は、現在も耕作しているため取得し、経営の安定を図りたいで、譲渡理由は、高齢であることから息子に所有権を移したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は羽刈町地内の畑、537㎡ほか1筆、計773㎡です。譲受理由は経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は居住地が遠く耕作困難であるためです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 星野委員。

10番

10番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の29ページをご覧下さい。

調査年月日は令和3年9月16日、木曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石橋委員、小山委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計22筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は現在譲受人が耕作しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

1 4 番

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1 4 番 赤坂委員。

1 4 番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の30ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は畑として適正に管理されていまして。譲受人の自作地については、合計148筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自作地と近接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の11ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4条は農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請です。

9月の申請件数は5件で、太陽光が1件、営農型太陽光発電が3件、一般住宅が1件でした。

1番、申請地は県町地内の畑、面積1, 196㎡のうち0. 27㎡です。施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル156枚を398. 74㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種、10年間の一時転用です。通常、一時転用期間は3年間ですが、申請人が認定農業者であるため、期間が10年間となっています。第1種農地のため、太陽光発電を行う場合は営農型に限られることとなり、一時転用の対象は太陽光パネルを支える48本の柱と構内の引き込み柱1本の部

分で、合計0.27㎡となります。

調査書ですが、事務局が設定した判断基準に要件に照らすと、適正なものとして判断されます。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は松田町地内の田、684㎡ほか1筆、計822㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル138枚を251.87㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3番、申請地は県町地内の畑、面積621㎡のうち0.20㎡です。施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル84枚を214.70㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種、3年間の一時転用で、対象は太陽光パネルを支える32本の柱と構内の引き込み柱1本の部分です。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

4番、申請地は県町地内の畑、面積604㎡のうち0.23㎡です。施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル84枚を214.70㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種、3年間の一時転用で、対象は太陽光パネルを支える32本の柱と構内の引き込み柱1本、電柱1本の部分です。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

5番、申請地は野田町地内の畑、125㎡ほか1筆、計324㎡です。施設の概要は農家住宅の敷地拡張で、既存の農業用倉庫3棟、計269㎡が建築されている農地の是正を行うための転用申請です。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、4条許可申請5件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番について、調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、4条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申

請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本申請は、市内で農業を営む申請者が、経営の安定化を図るため、四方を農地に囲まれた第1種農地で、営農型太陽光発電設備用地として10年間の一時転用を行うものです。

今回は、調査会の冒頭で、事務局から、第1種農地における営農型太陽光発電設備の設置場所に対する判断要件を6項目として整理した案の投げかけがあり、現地および申請人との面談において、その判断要件と照らし合わせ、申請内容を確認しました。

聞き取りによると、太陽光発電パネルは48本の柱で支え、下部となる623.48㎡には80本のサカキの苗木を植え付けます。パネルの設置間隔はサカキの生育に適した遮光率70%程度になるように設定し、市内で造園業を営む“株式会社スマイル環境計画”の栽培指導を受け、JA足利に出荷する予定です。事業費用は全額融資で賄い、サカキの売上で年間15～20万円、売電で年間200万円程度の収入を見込み、7～8年で収支がプラスになる計画です。なお、サカキ栽培の北東側の残地については野菜畑として利用します。

他の作物の検討について尋ねたところ、米麦の栽培も考えたが、遮光率、営農の継続性、農業機械の進入等を考慮した結果、サカキを選んだとのことでした。地域の平均的な単収の8割以上を維持する必要があることを確認したところ、その点についても理解しており、天候の問題などで単収が確保できなくなった場合は新しい苗木を植えたり、日よけで囲うなどの工夫をするほか、当委員会の指導に従うとのことでした。現時点では通風を優先するため、周囲の遮光は考えておらず、先行事例を参考に、できる限りパネルの内側にサカキを配置する計画です。

なお、判断要件案の6項目に照らした結果は次のとおりです。

ア 土地改良事業の実施見込みがないこと、また、事業への同意については、水路等の維持管理を行い、開田組合の代表者に確認済みです。イ 周辺農地に対するパネルの日影に配慮したパネル設置であることについては、事業計画により確認しました。ウ パネルの日影に対する周辺農地の所有者及び耕作者の理解については、両者に説明のうえ、同意書を取得しています。エ 他に代替する土地がないと認められることについては、検討した自宅周辺の所有地は、苗床やもみがら置場などで利用しており、米麦の栽培管理上、必要であるため、申請地以外に適地がなかったとのことです。オ 申請地の担い手への集積については、集積事業など予定されておらず、支障が及ぶことはないとの回答です。カ 営農の継続性については、将来的には従業員を雇用してでも栽培を続けていくとのことです。

結論として、申請地は県町南部の第1種農地であり、調査班としては、判断要件の事務局案にはおおむね賛成で、申請内容は要件を満たしていることがわかりました。

しかし、案の最終決定と当該申請の総会への上程の可否については、運営委

員会にゆだねることといたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告にありましたように、第1種農地における営農型太陽光発電を目的とした転用審査をする際の判断要件案が事務局から提示され、この案と、1番の総会への上程については、調査会から運営委員会へ委ねられました。そのため、運営委員会で協議を行いましたので、結果を報告いたします。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

第1種農地における営農型太陽光発電の設置場所の判断要件と、1番の総会への上程について、調査班から委ねられ、運営委員会において協議を行いました。

事務局から、申請内容と調査会の結果報告を受け、協議を行ったところ、これまでのように、四方を農地に囲まれているか、いないかのみで判断するのではなく、総合的に判断する案件である、という結論に至りました。しかし、最終的に委員の共通認識を図る必要があるため、まず、全委員で判断要件を議論し、この要件が承認を得られた場合に、1番を上程してはどうか、ということになりました。

以上です。

議長

運営委員会の報告にありました通り、この場で、農業委員会としての判断要件案について協議したいと思います。では、暫時休憩とします。

【午前9時23分 休憩】

議長

それでは、議事を再開いたします。

【午前9時54分 再開】

議長

要件案の協議結果について、事務局の報告を求めます。

副主幹

では、第1種農地における営農型太陽光発電設備の転用については、四方を農地に囲まれているか、いないかのみで判断するのではなく、総合的に判断することとし、照らし合わせる判断要件は、次の6つとします。ア 土地改良区等が、土地改良事業の実施見込みがない及び水路管理への影響がないと判断し、事業計画に同意していること。イ 周辺農地に対し、パネルの日影を配慮した事業計画であること。ウ パネルの日影等について、周辺農地の所有者及び耕作者の理解を得ていること。エ 他に代替する土地が譲受人にないと認められること。オ 申請農地が、担い手に集積する予定がないこと。カ その他、営農の継続性や周辺農地の農業上の効率的な利用に支障がなごこと。以上です。

議長

では、当委員会としては、この判断基準に沿って、個別に審査していくことよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

議長

それでは、判断要件はそのように決定いたしました。

改めまして、1番を上程することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、上程いたします。
 それでは、判断要件に照らしたうえで、先ほどの実情調査報告対しての意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 では、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
 続いて、2番から5番を上程いたします。
 本件について、意見を求めます。

10番 10番 星野委員

10番 10番 星野です。
 5番は、今後、隣接する農地で住宅を建てることになると思うのですが、農地の南に河川があります。転用申請には直接関係ないのですが、河川区域や河川保全区域における開発規制について教えてください。

副主幹 河川管理のために必要な区域として、河川区域と河川保全区域があり、そこに建築物などを立てる場合に許可が必要な場合があります。ただ、河川によって区域指定が異なるため、詳細を調べて、タブレットに情報提供させていただきます。

議長 ほかに、ご意見はございますか。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から5番はそのように決定いたしました。
 続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

主査 議案書の12ページをお開き下さい。
 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
 8月の申請件数は7件、うち一般住宅2件、太陽光5件でした。
 では、後方の資料に基づいて説明に入ります。議案書43ページをお開きください。
 1番、申請地は名草下町地内の田、446㎡ほか5筆、計4,177㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,080枚を2,138.40㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。
 調査書は各項目とも適正なもの判断されております。また、実情調査報告書が44ページにございます。
 事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書54ページをお開きください。

2番、申請地は名草中町地内の田、1,418㎡ほか1筆、計1,955㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668.00㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書55ページをお開きください。

3番、申請地は大沼田町地内の田、2,130㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル612枚を1,211.76㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書56ページをお開きください。

4番、申請地は新宿町地内の畑、295㎡ほか2筆、計715㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積112.31㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書57ページをお開きください。

5番、申請地は羽刈町地内の山林、450㎡ほか3筆、計2,191㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル648枚を1,283.04㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書58ページをお開きください。

6番、申請地は羽刈町地内の田、581㎡ほか4筆、計3,219㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル840枚を1,663.20㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書59ページをお開きください。

7番、申請地は野田町地内の畑、499㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積113.03㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、

契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議長

以上、5条許可申請7件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の44ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号、第2号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は421.2キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約480万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。公図にない水路や畦畔は、現状を維持する計画となっておりますが、筆の中央を縦断する公図にない水路の維持管理は現実的ではないため、「地権者及び耕作者に必要性を確認し、埋めることも手段では」と提案したところ、両者に確認のうえ対応したいとのことでした。

申請地は、東、北、南は田、西は田および雑種地です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草下町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

【実情調査報告】

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。
 続いて2番から7番を上程いたします。
 本件について、意見を求めます。
 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から7番はそのように決定いたしました。
 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の15ページをお開きください。
 議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和3年9月30日公告予定分であります。
 議案書の16ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、5件で面積19,530㎡です。所有権移転は1件です。
 貸借権設定についてですが、詳細が17ページと18ページに記載されておりますのでご覧ください。
 続きまして、所有権移転です。19ページをご覧ください。内容を説明いたします。
 1番、申請地は鵜木町地内の田、面積849㎡ほか2筆、計3,697㎡で、売買価格は10a当たり約60万円です。
 いずれも審議の後、承認をいただきましたら、9月30日付けで公告の手続きを行います。
 以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。
 ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員の退席を求めます。
 【午前10時11分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。
 ここで、関連事案の審議が終了しましたので、藤生委員の出席を求めます。
 【午前10時12分 出席】

議長 続いて貸借権設定の2番から5番及び所有権移転を上程いたします。
 本件について、意見を求めます。
 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の2番から5番及び所有権移転についてはそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 では、議案書20ページをお開きください。議案第5号、令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書案です。内容については、先月、全文を読み上げました。その後、加筆、修正された部分ですが、21ページ中段の(1)中山間地域への対応の部分で、藤生委員から、北郷地区の追加について確認を求められ、県に確認したところ、旧北郷村の一部、これは農用地のない町ですが、これについても、知事特認に指定されておりましたので、追記いたしました。これ以外の修正などはありません。

また、24ページ右をご覧ください。8月総会後に、全委員に意見を募りましたが、1名から文書にて意見が出されました。内容については、ご覧のとおりで、運営委員会で検討した結果、文言としての記載はなじまないのでは、ということで、意見書への反映はしないことといたしました。参考までに報告いたします。

なお、この意見書は、ご承認いただきましたら、全員協議会後の11時15分から、この場所で、皆さん立ち合いのもと、市長へ手渡すこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は提案のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

副主幹 では、議案書の25ページをお願いします。非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は寺岡町地内の畑、現況 宅地、面積は2筆合計151㎡、願出の理由は、1筆が昭和34年頃から工場敷地として利用している、もう1筆が昭和42年から農家住宅敷地として一体的に利用しているで、受付の日付は令和3年8月23日、処理の日付は8月26日です。現地確認は事務局と赤坂委員で行っております。以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、8月27日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第16回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時20分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月25日

足利市農業委員会

2番委員

9番委員